# 平成20年8月末豪丽! 温度を振るい広田川堤が決壊 崎などに甚大な被害 総雨量は40ミリになど約22棟の家屋に被害









崎市は44ミリ)と尋常ではない豪雨までの1時間の降雨量が11ミリ(岡ました。特に20日午前1時から2時 午前 0 時 6 分に 大雨洪水警報が発令 高の40ミリを超える豪雨が降り続け後11時までに、幸田町の観測史上最 全る所で寸断されました。30日の午 対応しましたが、国・県道や町道が され、町は「災害対策本部」を設置し 公命の安全を最優先に県と協力して 皆様ご存じのとおり、8月29日の

堤が約40メートル決壊し、約45ヘク3分に赤川・広田川合流地点の左岸 農地の冠水など、平成20年8月末豪 タールの農地が冠水し、町内各地で 土砂崩れや浸水などの被害が続出。 この豪雨の影響で、29日午前2時 そして、家屋の床上・床下浸水

雨は甚大な被害をもたらしました。

### 平成22年8月末豪雨 災害対策本部からのお知らせ

を申し上げます。また、消防団員 のかたのご協力をいただいたこと 各種団体をはじめ、一般住民の多く れた町民の皆様に、謹んでお見舞い 平成2年8月末豪雨災害で被災さ

厚くお礼申し上げます。

#### 平成20 月房长景雨

8月30日 8月29日 総雨量 時間雨量 120-450 116.0 110 400 100 (mm) 359.5 90 350 3110 80 337.5 300 300.0 296.5 70 250 255.5 60 24.0 **-**200 50-40-150 30 **F**100 20 10 時間

15 13 12 時 時 時 30 00 25 分 分 分

役場全職員の招集

砂災害警戒情報発令

10時30分

ます。 当の時間を要します。 月8日現在でお知らせします。 で復旧に取り組みます。また、 や生活道路の確保に努めながら全力 ますが、 なお、 町民の皆様にはご不便をおかけ 被害状況の把握に努めています 本格的な復旧を行うまでには相 ご理解とご協力をお願いし い経過や被害状況を9 農地

## 総雨量と1時間あたりの雨量の経緯

#### 8月29日 0 災害状況の経緯など 金

町は引き続いて、

通勤・通学道路

-時20分 時6分 災害対策本部設置 大雨洪水警報発令

7時00分 2時47分 2時37分 2時35分 3時9分 2時8分 決壊した堤防の仮締切工 内池地区に避難勧告 土 高力住民自主避難 赤川・広田川合流地点決壊 役場全職員の招集 第1回災害対策本部会議 砂災害警戒情報発令

18 10 時 00 30 分 分 林防災担当大臣が災害現 避難勧告解除 事に着手

2 <mark>8</mark> 明 30 **30** 分 日  $\equiv$ 場を視察

6時00分 事完了 決壊した堤防の仮締切工 決壊した堤防の仮締切工 事の水止め完了

#### 新田・永野地区に避難勧告 再決壊した堤防の仮締切 愛知県副知事が災害現場 全た独宝状況 9月8日現在

再決壊した堤防の仮締

事に着手

22 21 時 時 00 20 分 分

災害対策本部廃止 避難勧告解除 21 16 時 00 50 分 分

を視察

8月31日

8 時 18

分

事の水止め完了

王な被害状況 9月8日現在						
区分		被害				
亡し温む	住家	24 棟				
床上浸水	非住家	31 棟				
rt 13-1/	住家	61 棟				
床下浸水	非住家	3棟				
公共建物		2棟				
田冠	210ヘクタール					
畑冠	2ヘクタール					
道路損	72ヶ所					
道路冠	26ヶ所					
河川破	1ヶ所					
河川越	4ヶ所					
河川その	29ヶ所					
崖くず	1ヶ所					
ブロック	1ヶ所					
災害対 8月	∃ 29 日	午前0時6分設置				
策本部 8月	∃ 30 ⊟	午後10時廃止				
`!!!	\m\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\					
避難勧告・指示等の状況		605人対象				
消防職員出動	45人					
消防団員出動	77人					
避難所	3ヶ所					
避難人	40人					
避難世春	25世帯					

赤川・広田川合流地点再決壊 至岡崎 78 (\$) 東海道本線 248 広田川 立体交差 冠 水 ⊗ ℿ 赤川 -級河川広田川 約40m 480 破堤 立体交差 **(** 水 立体交差 冠 水

町内の主な冠水等の状況図

#### 平成20年8月末豪雨で被災されたかたへの支援について

- 1. この表は町が支援等をする(町が直接実施するものおよび国・県等の支援で町が関与するもの)概要を 一覧表にしています。
- 2. 支援等を申請する場合は、り災証明書や身分証明書等の提示又はその他の書類等が必要な場合がありま すので、あらかじめ問合せ先にご確認ください。

No.	支援メニュー	対象者	減免等支援内容	問合せ先
1	り炎証明の交付	浸水等により被害を受けた家屋 の所有者	役場3階企画政策課にて発行 平日AM8:30~PM5:15 印鑑および本人確認ができる身分証明書が必要	企画政策課政策G 内線 341・342 (役場3階3番窓口)
2	り災証明の交付 (自家用車)	浸水等により被害を受けた自家 用車の所有者		企画政策課政策G 内線341·342 (役場3階3番窓□)
3	法人町民税の申告 納付期限の延長	被災により法人町民税の申告納付が期限内に行えない法人 は、	申請により町長が必要と認めるときは、災害の止ん だ日から2ヶ月以内で申告納付期限を延長	税務課町民税G 内線 161·162 (役場1階7番窓口)
4	徴収の猶予	り災証明書をお持ちのかた	被災により町税を一時的に納めることができない場合、申請により1年以内の期間に限り、納付時期を 遅らせたり、税額を分割して納付することが可能	税務課収納G 内線 165·166 (役場1階8番窓口)
5		害を受けた町民税の納税者	リ、平成 20 年度分の個人町民税の納期未到来分に ついて、1 割から 10 割を減免	税務課町民税G 内線 161·162 (役場1階7番窓□)
		産税の納税者	平成 20 年度分の固定資産税の納期未到来分について、5 割から 10 割を減免	税務課資産税G 内線 163·164 ( 役場 1 階 8 番窓□ )
7		けた世帯で、前年の所得額の合 計が一定以下の世帯	損害の程度により2割から 10 割を減免	住民課国保年金G 内線 134~136 (役場1階2番窓口)
8	負担金の減免等	たかたで、収入が一定基準以下 のかた		内線 134 ~ 136 (役場 1 階 2 番窓□)
9	徴収猶予 	ることができないかた 	申請により1年以内の期間に限り、収める時期を遅らせたり、保険税を分割して納付が可能	内線 134 ~ 136 (役場1階2番窓□)
10	国民年金保険料の 免除		保険料の免除(全額〜4分の1) ただし、将来の年金受給額に影響あり	住民課国保年金G 内線 134 ~ 136 (役場 1 階 2 番窓口)
11	後期高齢者医療保 険料の減免	居住する住宅が床上浸水の被害 を受けたかた	保険料の半額を 12 ヶ月以内減額	住民課医療G 内線 137 ~ 139 (役場 1 階 3 番窓□)
12	後期高齢者医療保 険料の徴収猶予	住宅、家財などに著しい損害を 受けたかた	保険料を一時に納めることができない場合、申請により6ヶ月以内の期間に限り、収める時期を遅らせたり、保険料を分割して納付が可能	住民課医療G 内線 137 ~ 139 (役場 1 階 3 番窓口)
13	後期高齢者医療一 部負担金の免除	持ち家が床上浸水の被害を受けたかたで被保険者の属する世帯の世帯主が町民税非課税の場合	病院の窓口で支払う一部負担金を6ヶ月以内免除	住民課医療G 内線 137 ~ 139 (役場 1 階 3 番窓□)
14	保育料の減免	居住する住居が床上浸水の被害 を受けたかた	現行保育料の半額を6ヶ月間減免	児童課児童G 内線 141 ~ 143 (役場 1 階 4 番窓□)
15		居住する住居が床上浸水の被害 を受けたかた	現行児童クラブ手数料の半額を6ヶ月間減免	児童課児童G 内線 141 ~ 143 (役場1階4番窓□)
	別措置	住宅、家財などがその価格の概 ね 1/2 以上の被害を受けたか た		児童課児童G 内線 141 ~ 143 (役場 1 階 4 番窓□)
	の貸付	住宅の半壊・全壊、土砂くずれ などにより住宅を補修されるか た	200 万円を限度に貸付の特例あり 現在住宅資金の貸付を受けているかたで支払期限に 償還困難な場合は支払猶予が可能	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
		入院加療を必要とする負傷をし  たとき	40,000円(3ヶ月以上)	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
			30,000 円(普通世帯で 1 人の場合) 45,000 円(普通世帯で 2 人以上 5 人未満のとき) 60,000 円(普通世帯で 5 人以上のとき) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舎、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
20	災害見舞金の支給	住宅または家財が半壊、半焼する等著しく損傷したとき 住宅の2割以上7割未満 家財の5割以上8割未満	10,000 円(準世帯) 15,000 円(普通世帯で 1 人の場合) 25,000 円(普通世帯で 2 人以上 5 人未満のとき) 30,000 円(普通世帯で 5 人以上のとき) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舎、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)

#### 特集1 平成20年8月末夏前

No.	支援メニュー		減免等支援内容	問合せ先
		住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないとき	5,000円(準世帯)	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
22	災害障害見舞金	) 災害により負傷し、または疾病 にかかり、治ったとき(症状が 固定)	250 万円(世帯の生計主) 125 万円(その他)	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
23	災害援護資金の貸 付け	災害により負傷で療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上であるとき(ただし、被害を受けた同一世帯に属するかたの所得の合計が右記所得制限に満たないかたに限る)	・所得制限(同一の世帯に属する者) 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上730万円+30万円(1人) 世帯の住居が滅失 1,270万円 ・貸付限度額 損害の程度により150万円~350万円 ※償還期間は、10年 ※措置期間は、3年(措置期間中は無利子)	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
24	障害者自立支援法 による障害福祉 サービス	サービスを利用されているかた で床上浸水の被害を受けたかた	※措置期間経過後は、年3%の利率 被害の程度に応じて利用者負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
25	補装具費給付 (障害福祉サービ ス)	補装具費の支給を受けているかたで床上浸水の被害を受けたかた	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
26	地域生活支援事業 (障害福祉サービ ス)		被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓口)
	ス)	いるかたで床上浸水の被害を受けたかた	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場 1 階 5 番窓□)
28	介護保険料の減免	災害により、本人または同一世帯の生計中心者が所有し、かつ、 居住の用に供する住宅、家財などに被害を受けたかた	被害の割合、所得金額により減免割合を決定	福祉課介護保険G 内線 154~156 (役場 1 階 6 番窓口)
29	家庭からの災害ご みの処理	被災されたかた(家庭)	申出等により個別対応	環境課ごみ対策G 内線 273・274 (役場 2 階 15 番窓口)
	補助	より便槽からし尿があふれ、手 数料を支払われたかた		環境課ごみ対策G 内線 273・274 (役場 2 階 15 番窓口)
	症予防のための消 毒	れたかたで、感染症が心配なか た	建物周りの消毒、直接散布が可能な床下の消毒	環境課環境保全G 内線 271·272 (役場 2 階 14 番窓口)
32	勤労者生活資金融 資あっせん制度	被災した家屋等を復旧するため 資金が必要となったかた	取扱金融機関 東海労働金庫 岡崎支店 融資金額 70万円以内 融資期間 48ヶ月以内 融資利率 2.79% 保証料利率 1.20%	産業振興課商工観光G 内線 263・264 (役場 2 階 10 番窓口)
33			信用保証協会の保証を付けて、町内各金融機関から融資を受ける制度 限度額 5,000 万円 資金使途 災害復旧に必要な設備資金、運転資金 融資期間 設備資金7年以内、運転資金5年以内 融資利率 当初3年1.60% 以降1.70%	産業振興課商工観光G 内線 263・264 (役場 2 階 10 番窓□)
34	商工業振興資金等 保証料補助	商工業振興資金(災害復旧資金) 利用者で、町内に住所を有して事業を営む法人または個人であって、かつ、信用保証料を納めたかた	災害復旧資金に係る保証料の補助制度 融資金額に係る保証料全額の補助、ただし 20 万円 を限度	産業振興課商工観光G 内線 263・264 (役場 2 階 10 番窓□)
35	農作物などへの被 害補償	農業共済の加入者で一定の被害 を受けたかた	水稲およびその他作物の被害で、一定割合を超えた分について補償	産業振興課農業振興G 内線 261・262 (役場 2 階 11 番窓口) 西三河農業共済組合 0566-77-3220
36	下水道料金の減免	床上または床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10 ㎡ 床下浸水の被害を受けた家屋 5 ㎡	下水道課管理G 内線 241·242 (役場 2 階 9 番窓口)
	水道料金の減免	床上または床下浸水の被害を受 けた家屋	床下浸水の被害を受けた家屋 5 ㎡ 	水道課業務G 内線 281・282 (役場2階 16 番窓□)
		は損傷して就学に支障のある町 立小中学校の児童・生徒	損傷または滅失した教科書を無償給与	学校教育課学校教育 G 内線 422 (役場 4 階 3 番窓口)
39	図書の損害賠償の 免除	貸出を受けた図書が被災により 損傷または滅失したかた	損傷または滅失した図書の損害賠償を免除	町立図書館 63-0001

問合せ 企画政策課政策 G(内線 341)